

「行政改革大綱 前期行動計画」取組状況の確認方法について（案）

1 取組状況の確認方法について

(1) 取組項目ごとの取組状況に対する確認及び総合評価

各取組項目については、「部の仕事目標」で各部長の目標として設定し、毎年度目標達成に向けた取組を進めるとともに、人事評価制度においても活用されているところではあるが、内部評価にとどまっていることから、当委員会においても、各部の取組状況及び取組項目における数値目標を総合的に評価し、取組項目若しくは取組内容ごとに5段階評価で評価するものとする。

なお、評価にあたっては、取組状況に対する評価すべき点及び改善すべき点等の委員会の意見とともに、会議における各委員の主要意見も併せて附することとし、評価対象についても、各取組項目を「重点項目」と「推進項目」に区分していることに鑑み、「重点項目」として掲げられている項目を中心に評価を行うものとする。

(2) 評価基準

評価にあたっては、以下の表を基準として評価するものとするが、数値目標の達成度や外的要因等の状況を勘案しつつ、総合的に評価するものとする。

【総合評価の判断基準】		A	B	C	D	E
		非常に高い成果が得られた	高い成果が得られた	一定の成果が得られた	やや不十分な成果にとどまった	成果は不十分であった
数値目標がある場合の達成率 ※複数の場合は平均		100%超	80～100%	50～80%	30～50%	30%未満
「部の仕事目標」の評価	A評価	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	左記以外
	B評価	50%未満				
	C評価	なし	50%未満			
	D評価	なし	なし	50%未満		
	E評価	なし	なし	なし		

※上記基準のほか、「達成目標」として設定された内容が実現したかどうかの観点を踏まえ、総合的に評価を行う。

(3) 評価の総括

個々の取組項目に対する評価を踏まえ、評価の統括を行い、特に取り上げるべき取組項目等がある場合は、総括において意見等を述べるものとする。

2 報告書の構成

前期行動計画の取組状況の評価については、「報告書」として取りまとめ、市長に対して報告を行うものとし、報告書の構成としては、以下のとおりとする。

【平成24年度 前期行動計画取組状況評価結果 報告書 構成（案）】

- 1 平成24年度時点での取組状況評価 「総括」
 - ※ 特に課題等を指摘すべき取組項目がある場合は、本項において記載
- 2 各取組項目別の評価（主な取組、委員会としての意見（評価点・課題点等）、各委員の主な意見）
- 3 資料等